

○ 保護司の証票及び記章に関する訓令

平成20. 5. 30法務省訓令第3号
法務大臣訓令

保護司の証票及び記章に関する訓令を次のように定める。

平成20年5月30日

法務大臣 鳩 山 邦 夫

保護司の証票及び記章に関する訓令 (この訓令の趣旨)

第1条 更生保護法(平成19年法律第88号)第64条第3項において準用する同法第25条第2項の保護司の身分を示す証票(以下「証票」という。)については、この訓令の定めるところによる。

2 保護司は、この訓令による記章(以下「記章」という。)を帯用するものとする。
(様式)

第2条 証票は、付録第1号様式による。

2 記章は、付録第2号様式による。

(証票の携帯)

第3条 保護司は、その職務を行う場合には、証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(交付者)

第4条 証票の発行者及び記章の交付者は、保護司が配属された保護区を管轄する保護観察所の長とする。

(交付簿)

第5条 証票の発行者は、証票交付簿を備え、証票交付簿及び証票には、発行番号、発行年月日及び交付を受ける者の氏名を記載し、証票と証票交付簿にかけて契印を押すものとする。

2 記章の交付者は、記章交付簿を備え、記章の交付年月日及び交付を受ける者の氏名を記載するものとする。
(貸与等の禁止)

第6条 証票及び記章は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(事故届等)

第7条 証票又は記章を破損し、又は紛失したときは、その旨を速やかに証票の発行者又は記章の交付者に届け出なければならない。

2 証票の発行者又は記章の交付者は、前項の届出を受けたときは、これを確認した上、証票を再発行し、又は記章を再交付するものとする。

(返納)

第8条 証票及び記章は、保護司の身分を失ったときは、直ちに証票の発行者又は記章の交付者に返納しなければならない。

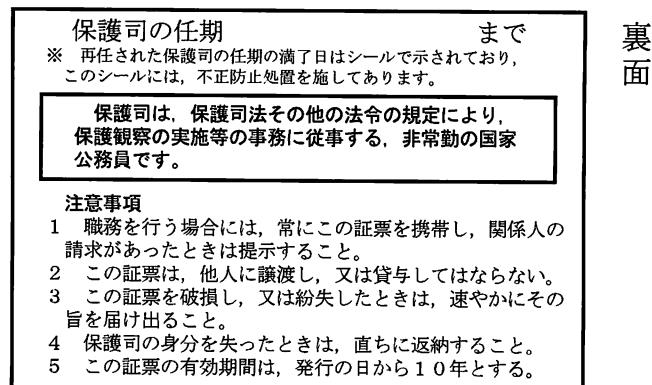
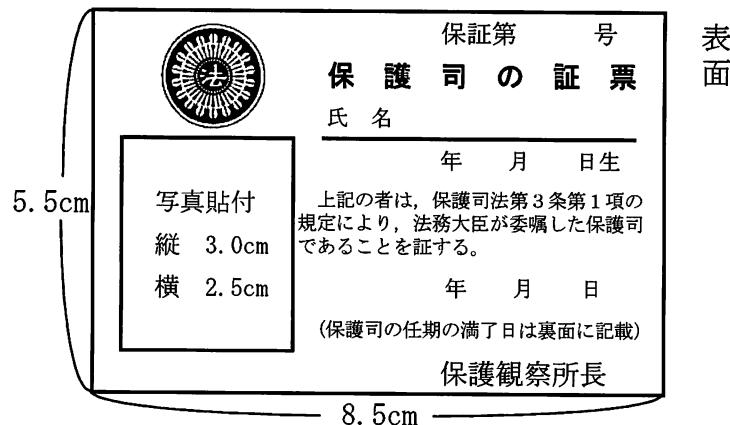
(有効期間)

第9条 証票の有効期間は、発行の日から10年とし、有効期間の満了した証票は、証票の発行者が遅滞なく回収するものとする。

附 則

- 1 この訓令は、更生保護法の施行の日(平成20年6月1日)から施行する。
- 2 保護司証票及び記章規程(昭和63年法務省訓令第1号。以下「旧規程」という。)は廃止する。
- 3 この訓令による廃止前の旧規程により発行された証票の有効期間は、なお従前の例によるものとし、その有効期間中、この訓令により発行された証票とみなす。
- 4 この訓令による廃止前の旧規程により交付された記章は、この訓令により交付された記章とみなす。

付録第1号様式



(注) 用紙は黄色とする。

付録第2号様式

